

仙台大学ガバナンス・コード 遵守状況

項目	遵守状況	遵守内容
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1-1 建学の精神	○	建学の精神「実学と創意工夫」及び基本理念「スポーツ・フォア・オール」のもと、教育・研究・社会貢献活動及び人材育成に取り組んでいる。
1-2 教育と研究の目的	○	建学の精神・理念に基づいた教育研究上の目的を学則に定めるとともに中期経営計画を策定し、年度毎にその進捗状況を管理しながら計画的な成長戦略に取り組んでいる。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2-1 理事会	○	関係法令、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき、適正に運用している。
2-2 理事	○	関係法令、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき、適正に運用している。
2-3 監事	○	関係法令、寄附行為及び監事監査規程に基づき、適切に運用している。
2-4 評議員会	○	関係法令及び寄附行為に基づき、適正に運用している。
2-5 評議員	○	関係法令及び寄附行為に基づき、適正に運用している。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長	○	学長のリーダーシップのもと、教職員が学校法人の経営に関する情報を十分に理解し、大学運営を適正に行っている。
3-2 教授会	○	教授会運営規程に基づいて適正に運用している。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して	○	三つのポリシーを明確にし、自己点検・評価や学生アンケートの結果に基づき教育内容の改善や学修環境の整備に取り組んでいる。
4-2 教職員等に対して	○	組織的かつ効果的な教育研究活動等が行われるための教職協働体制が図られている。FD・SDを活用して教職員の研鑽を積む体制が整備されている。
4-3 社会に対して	○	学則及び自己点検・評価規程に基づき自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。地域との連携し環境問題や減災の活動に取り組んでいる。
4-4 危機管理及び法令順守	○	危機管理マニュアルや関係規程を整備し未然防止に努めるとともに法令を遵守するための体制を整備して組織的に取り組んでいる。
第5章 透明性の確保（情報公開）		
5-1 情報公開の充実	○	法令等で公表が規定されている事項及び本学が公表すべきと判断する事項を適切にホームページで公表している。また、私立大学協会の大学ポータルやその他の媒体も有効活用して積極的な公表に努めている。